

# 令和2年第2回定例会会議録（第6号）

令和2年6月29日

## ○出席議員（25名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
15番	萩野忠好君	16番	市原隆生君
17番	黒木愛一郎君	18番	平野文活君
19番	松川峰生君	20番	野口哲男君
21番	堀本博行君	22番	山本一成君
23番	泉武弘君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	公営事業部長	上田亨君
生活環境部長	安藤紀文君	福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君
いきいき健幸部長	猪股正彦君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	本田敏彦君
教育部長	稲尾隆君	上下水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
上下水道局次長	山内佳久君	財政課長	安部政信君

産業政策課長 奥 茂 夫 君

○議会事務局出席者

局 長	安 達 勤 彦	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	岡 崎 英 二	補佐兼総務係長	内 田 千 乃
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	梅 津 聖 子
主 査	松 尾 麻 里	主 任	佐 藤 雅 俊
速 記 者	桐 生 正 子		

○議事日程表（第6号）

令和2年6月29日（月曜日）午前10時00分開議

- 第 1 上程中の全議案及び請願に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第 88号 令和2年度別府市一般会計補正予算（第5号）
- 第 3 議第 89号 別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 4 議第 90号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 5 議第 91号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第 92号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 6 議第 93号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第 94号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第 95号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 7 議第 96号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 97号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 98号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 99号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第100号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第101号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第102号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 8 報告第 2号 令和元年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について

- 報告第 3号 令和元年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第 4号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第 5号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第 6号 一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームB-i z L I N Kの経営状況説明書類の提出について
- 報告第 7号 市長専決処分について
- 第 9 議員提出議案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
- 第10 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第10（議事日程に同じ）



午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（総務企画消防委員会委員長・手束貴裕君登壇）

○総務企画消防委員会委員長（手束貴裕君） 御報告申し上げます。

総務企画消防委員会は、去る 6 月 18 日の本会議において付託を受けました議第 66 号令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分、その他 9 議案につきまして、翌 19 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 66 号令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分についてであります。

まず、消防本部関係部分では、コミュニティ助成金を受入れ、幼年消防クラブの火災予防運動時に使用するはっぴや横断幕等の購入、消防団員に対しトランシーバーを配備する予定である旨の説明がなされました。

また、県内全ての自治体が参画する消防指令業務の共同運用の開始に向けた準備として、大分市に建設する消防指令センターの基本設計等に係る本市の負担金を計上したとの説明がなされた次第であります。

委員から、別府市には競輪事業があり、自転車振興会関係の補助事業もある。今後の財源確保を考えてほしいとの要望がなされました。

続きまして、総合政策課関係部分では、国は令和 2 年 9 月からマイナンバーカードを活用したマイナポイントの付与を予定しており、そのマイナポイントの予約に必要なマイキー ID 及びマイナポイントの設定支援を行うための予算計上であるとの説明がなされた次第であります。

次に、財政課関係部分では、財政調整基金繰入金の追加額については、今回の補正予算の財源として一般会計に繰り入れるものであり、公共施設再編整備基金積立金の追加額については、別府商工会議所に貸し付けている土地を売却し、その売払い収入を基金に積み立てるものとの説明がなされました。

続きまして、自治振興課関係部分では、コミュニティ助成金の交付決定を受け、荘園公民館の活動備品の整備や亀川地区を中心にまちおこし活動を行っている「さんもく会」が実施する桜並木ライトアップ事業の経費を計上しているとの説明がなされました。

予算議案の最後、防災危機管理課関係部分であります。コミュニティ助成金を受入れ、亀川地区防災士会が整備する防災資器材購入費に対して助成し、地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額として、避難所における新型コロナウイルス感染症リスク軽減を図るため、マスク、手袋、簡易ベッド等を購入するものである旨の説明がなされました。

委員より、避難所となる小中学校の体育館には空調が設置されていない。スポットクーラーの導入を検討してほしいとの発言がありました。

採決の結果、議第 66 号においては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に条例議案、その他議案についてであります。

議第 79 号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額が改定されたこと等に伴い条例を改正する旨の説明がなされました。

議第 80 号動産の取得については、現有車両の老朽化に伴い高規格救急自動車を買入れ

れる旨の説明がなされました。

委員より、契約の相手方はいつも同じなのかとの質疑に対し、当局より、今回は3社の応札があったとの答弁がなされました。

議第68号別府市税条例の一部改正についてであります。

まず、市民税課関係部分については、主な改正内容として、子どもの貧困に対応するため、婚姻歴に関係なく独り親を令和3年度から非課税措置及び寡婦（寡夫）控除に代わる独り親控除の対象へ追加することや、軽自動車税の環境性能割の軽減措置を半年間延長するなど所要の措置について改正を行うとの説明がなされた次第であります。

委員より、寡婦を独り親に改めるということは、全ての独り親が控除を受けられるということなのかとの質疑に対し、当局より、所得制限の条件がある。男女の差をなくすということもあり、女性にも所得制限が設けられるとの答弁がなされました。

次に、資産税課関係部分については、固定資産の所有者が不明である場合に使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることを規定する。また、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内に、氏名・住所等について申告しなければならない旨規定するものであるとの説明がなされました。

委員より、相続人が特定できないために空き家等が増え地域に悪影響を及ぼしている。難しい問題であるが、協議する時期なのではないかとの発言があり、当局より、所有者不明土地等の問題は国でも議論となっている。今後国の動向を注視し、研究したいとの答弁がありました。

続きまして、債権管理課関係部分については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改定に伴い、特例基準割合の引下げを行うことや、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きにおいて別府市税条例の準用規定として改正を行うとの説明がなされた次第であります。

議第83号市長専決処分について、別府市税条例等の一部を改正する条例であります。

まず、市民税課関係部分については、独り親の非課税措置及び控除の追加に伴う単身児童扶養者にかかる整理及び課税特例の延長など、法律、政令、省令の改正に合わせて所要の規定の整備を行ったとの説明がなされた次第であります。

次に、資産税課関係部分については、水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に対する課税標準の特例を規定した旨の説明がなされました。

議第69号別府市税特別設置条例の一部改正については、地域再生法第17条の6に規定する総務省令で定める施設の要件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限が、2年間延長されたことに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

議第70号別府市都市計画税条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に起因して、厳しい経済環境に直面している中小事業者等を対象とし、令和2年2月から10月までの連続する任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べ30%以上減少している場合に特例を適用し、令和3年度分の税負担を軽減するなど所要の措置について改正を行うものであるとの説明がなされました。

委員より、事業者に対して説明を丁寧にしてほしいとの要望がありました。

次に、議第84号市長専決処分について、別府市都市計画条例の一部を改正する条例は、令和2年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、項の移動が生じたため条例の一部を改正したものであるとの説明がなされました。

議第82号は、大分都市広域圏を構成する大分市が設置する「のつはる天空広場」を本市の住民の利用に供させるものであるとの説明がなされました。



最後に、議第 87 号市長専決処分について、令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）財政課関係部分は、国の緊急経済対策において創設された交付金で新型コロナウイルス感染症対策のため、苦境に立たされている事業者を支援する財源を計上したものであるとの説明がなされました。

採決の結果、条例議案、その他議案に係るいずれの議案も当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（観光建設水道委員会委員長・市原隆生君登壇）

○観光建設水道委員会委員長（市原隆生君） 去る 6 月 18 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 66 号令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分外 2 件について、6 月 19 日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 66 号令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分についてであります。

産業政策課関係の不動産売払収入では、商工会館用地として別府商工会議所に貸し付けていた市有地を同会議所に売却するものであり、売却価格については、不動産鑑定による価格を採用したとの説明がなされました。

委員から、当初より、貸付けではなく更地の状態で売却していれば、今回の売却価格より利用価値の高い更地の価格で売却できたのではないかとの質疑がなされ、当局より、商工会議所からの当初の申出は貸付けであったが、今回、売却についての申出があったこと、及び 30 年間の貸付期間に係る収入と今回の売却による収入を勘案すれば、総収入はほぼ変わらないとの説明がなされました。

また別の委員より、不動産鑑定価格の算出根拠はどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、当該鑑定については、周辺 5 か所の取引事例を用い、不動産鑑定士が算出した価格であるとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、竹細工伝統産業会館の指定管理者制度導入に係る指定管理料の債務負担行為についてであります。

当局より、令和 5 年度までの債務負担行為の限度額を計上しているとの説明に対し、委員より、制度導入後の収入の取扱いについて質疑がなされ、当局より、収入については利用料金制となり、指定管理者の収入となるとの説明がなされた次第であります。

さらにこの答弁に対し同委員から、制度導入後の運営に係る支出が、従来の年間 3,700 万円から 1,600 万円に縮小されるため、指定管理者の負担とならないよう状況を注視し、必要な見直しを図るようにとの意見がなされました。

以上、1 件の補正予算議案は、採決の結果、当局の説明をいずれも適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第 81 号指定管理者の指定については、本年 10 月から指定管理者制度を導入するに当たり広く民間事業者を公募し、選定委員会における審査の結果、「別府竹製品協同組合」、「株式会社美装管理」の 2 社で構成する「竹細工伝統産業会館共同事業体」を選定。令和 6 年 3 月までを指定の期間とし、議決後に基本協定を締結したいとの説明がなされました。

委員より、制度導入後の人員体制はどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、現在は 6 名体制であるが、導入後の 10 月より 5 名でローテーションを組み、常時最低 3 名体制で運営を行うとの説明がなされました。

この答弁に対し同委員より、人員が減少することには運営上の不安が残るため、指定管

料と同様に状況を注視し、必要な見直しを図るようにとの意見がなされた次第であります。

最後に、議第 87 号市長専決処分については、新型コロナウイルス感染症対策に係る令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）について、議会の承認を求めるものであることの説明がなされ、まず初めに、観光課関係の「湯ごもりエール泊」では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、宿泊事業者への支援事業として登録施設への宿泊客 1 人 1 泊 2,000 円を施設に対し助成するものであるとの説明がなされた次第であります。

委員より、当初、別府市旅館ホテル組合連合会加盟施設以外を対象としなかった理由及び対象を拡大したことに関する予算措置について質疑がなされ、当局より、当初は迅速性を重視し組合加盟の施設を対象としていたが、現在は対象を広げており、その予算は 1,000 万円を想定し、財源として予備費の充当を検討しているとの説明がなされました。

また別の委員から、助成の仕組み等が分かりづらいとの質疑に対し、当局より、助成金は施設に対して助成するものであり、宿泊客に対して助成するものではなく、料金の確認やオプション付加等については、利用客と施設との間で行うものであるとの説明がなされました。

さらに同委員より、宿泊施設から納入業者等への支払いを速やかに行うための指導を行うようにとの意見がなされ、当局より、旅館ホテル組合へ申入れを行っていききたいとの説明がなされた次第であります。

続いて、産業政策課関係の「新型コロナウイルス感染症緊急支援」については、「別府エール食うぽん券」発行取扱店及び「湯ごもりエール泊」に参加する旅館・ホテルに対し、これらの事業者等の感染症予防対策に必要な経費の一部を補助するものであるとの説明がなされました。

また、「別府エール食うぽん券」については、感染症の影響で客足が激減した飲食を提供する店舗・施設等の支援のため、市内在住者を対象にプレミアム率 30% のクーポン券を発行するものであるとの説明がなされた次第であります。

委員より、高齢者等に配慮し、販売場所を増やすことはできないかとの意見に対し、当局より、感染症対策を講じ対面販売を行える場所がベッパアリーナしか準備できず、販売場所を増やすことは現状困難であるとの説明がなされました。

また別の委員より、影響が甚大な小売業者等へも対象を拡大できないかとの質疑がなされ、当局より、限られた予算の中で経済波及効果が一番大きく望める飲食店を対象としているが、今後検討していききたいとの答弁がなされた次第であります。

さらに別の委員より、飲食店から関連業者への早期支払いが必要であるとの意見に対し、当局より、登録店舗へ協力を依頼するとともに、商工会議所と連携し関連業者にも効果が及ぶ形で事業を進めていききたいとの答弁がなされました。

以上、指定管理者の指定及び市長専決処分に係る議案については、採決の結果、当局の説明をいずれも了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（厚生環境教育委員会副委員長・榊田 貢君登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（榊田 貢君） 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 6 月 18 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 66 号令



和2年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分外11件、及び6月15日に付託を受けました請願1件について委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第66号令和2年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分についてであります。

ひと・くらし支援課関係では、居宅での生活は困難だが、社会福祉施設の入所対象とはならない生活保護受給者を対象とした日常生活支援住居施設での支援制度が開始されることに伴い、システム改修委託料とその財源となる国庫補助金を計上しているとの説明がなされました。

次に、新型コロナウイルス感染症により休校が長期化したことから、教育政策課関係では、国庫補助金の活用により当初の計画を前倒しし、今年度中に児童生徒1人に1台の端末を整備するための備品購入費等を計上するとともに、学校教育課関係では、ICTを活用した学習を進めるため、推進計画作成業務委託料を計上しているとの説明がなされました。

委員から、納入の見通しや教職員への支援体制について質疑があり、当局から、大分県の一括調達により早ければ年内にも納入される見通しであり、教職員に対しては授業における活用研修等を計画している旨の答弁がなされました。

またほかの委員からの、ICT活用推進計画に関する質疑に対しては、当局から、タブレットの活用は情報収集や整理が中心であるが、全国的には様々な先行事例があり、プログラミング教育等において効果的な活用策を研究し、計画を策定していきたいとの答弁がなされました。

さらに別の委員からは、新型コロナウイルスの影響はあるが、授業等での活用に当たっては、教職員の過度な負担にならないよう慎重に進めていくべきであるとの意見がなされた次第であります。

続きまして、議第67号令和2年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、国による財政支援をもとに、新型コロナウイルス感染症に感染もしくは疑いがあり、労務に服することができない被保険者に対する傷病手当金を計上している旨の説明がなされました。

以上2件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、8件の条例議案についてであります。

初めに、厚生労働省令等の一部が改正されたことに伴う議第71号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童支援員の研修を中核市においても実施できるよう条例を改正する旨の説明がなされ、議第72号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、保育所等との連携及び居宅訪問型保育の提供に関する基準が改められたことに伴い条例を改正し、また、議第73号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設等との連携に関する基準が改められたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第74号別府市手話言語条例の制定については、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進と手話の普及を地域で支え、安心して暮らせる別府市を目指し、条例を制定するものであるとの説明がなされました。

委員から、条例制定に至るまでの経緯と手話に関する施策を推進するための今後の取組について質疑がなされ、当局から、本市議会において平成30年に採択された請願等が契

機となっており、今後は手話通訳者の拡充等を図り、会議などでも積極的に活用していきたい旨の答弁がなされた次第であります。

続きまして、議第 75 号別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。

当局の重度心身障がい者に対する医療費の支給に関し、所得制限を設けることに伴う条例改正である旨の説明に対し、一部委員から、制限することには反対であるとの意見がなされました。

また、議第 76 号別府市中心身障害者福祉手当条例の一部改正については、心身障害者福祉タクシー手当の年額を見直すことに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連した議第 77 号別府市国民健康保険条例の一部改正については、感染した被保険者等に傷病手当金を支給することに伴い条例を改正し、議第 78 号別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、大分県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金の受付を市が行うことに伴う条例改正であるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、2 件の市長専決処分についてであります。

議第 85 号では、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行され、国民健康保険税の軽減判定所得等の見直しがされたことに伴い、別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分し、また議第 86 号では、介護保険法施行令等の一部が改正され、所得の低い被保険者の介護保険料率が改められたことに伴い、別府市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したものであるとの説明がなされました。

以上 8 件の条例議案及び 2 件の市長専決処分の採決におきましては、一部委員から反対する旨の意思表示がなされた議案があったものの、いずれも賛成多数により原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願第 2 号小学校給食自校式継続を求める請願についてであります。

請願の紹介議員から、請願者による意見陳述が代読され、教育関係者も食を通して人と人をつながることは子どもを健やかに育むことに役立つと明言しており、市民の声に耳を傾け、食の安全・安心のためにも小学校の自校式給食の継続を切に願う旨が説明されました。

一方、ほかの委員から、教育委員会は安心・安全を最優先に掲げ給食を提供し続けるために新共同調理場の整備を計画しており、引き続き開設に向け給食シンポジウム等を開催し、市民の理解を得る努力をするよう要望がなされた次第であります。

この意見に別の委員が賛同し、採決におきましては、賛成少数で不採択とすべきものとの結論に至りました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案と請願に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川章三君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(3 番・美馬恭子君登壇)

○3 番(美馬恭子君) 私は、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

議第 75 号別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について反対いたします。

これは、重度心身障がい者に対する医療費支給において所得制限を設けることに伴い、条例を改正しようとするものです。所得制限の範囲としては、30 歳の娘が 2 級の障がい

手帳を持っていた場合、父親は会社員、母親は専業という場合、年間 360 万円、月額 30 万円程度の収入の方から制限が発生するとのことでした。細かい試算はその方により異なるということですが、140 名程度の方が対象となるようです。重度の障がいを持っていらっしゃる方、そして養育をされている御両親にとってみれば、自分たち保護者がいなくなった後のことを思い、先々の娘の生活状況を考えます。そのためには、今できるだけ貯蓄を考えると当然のことではないでしょうか。しかし、障がいを持っているということには思わぬ医療費がかかるということにもなります。家庭内での生活に支障を来さないための経費もかかります。細かいことを考えれば決して十分な所得の中で生活できているとは言えません。障がい者、親の高齢化に伴い大きな問題となっているのは、親亡き後を見据えた支援についてです。

このような状態の中、行政でも障害福祉サービスの見直し・拡充などが検討されています。「福祉共生のまち」とうたっている別府市です。積極的に必要な支援が受けられるようにサービスを拡充していくことこそが必要なのではないでしょうか。所得制限に関しては、その方により控除額も異なり一概に言えないということですが、通常よりも負担が大きく、不安も大きい中で、あえて改正する必要がどこにあるのでしょうか。

以上の理由で、今回の条例一部改正に関して、共産党議員団として反対いたします。(拍手)

(18 番・平野文活君登壇)

○18 番(平野文活君) 私は、日本共産党議員団を代表して、請願第 2 号小学校給食自校式継続を求める請願に対する賛成討論を行います。

請願者は、請願の趣旨の中で「学校ごとに給食が作られているからこそ、学校ごとの特性や行事に応じた取組や、日常的に子どもたちと教職員、調理員などの人と人との関わりを大事にした給食が提供できる」など、自校式ならではのよさを強調しております。

また、「このたびの新型コロナウイルスのパンデミックを通して、災害や事故は予期せぬときに想定をはるかに超えた被害を及ぼすことを体験し、リスク分散の側面からも給食施設の在り方は見直しが必要」ということも強調しております。

そして、趣旨に賛同する市民の署名は 1 万 1,850 筆になったことを紹介し、「別府市の小学校給食は自校式を継続してください」と結んでいます。

議員の皆さんの中には、議員多数の賛成で議決されたことを、なぜいつまでも蒸し返すのかという意見をお持ちの方もおられると思います。それは、このセンター化の方針が市民の理解、特に学校給食の在り方に大きな関心を持っている、子育て真っ最中の保護者の方々の理解が得られていないからであります。それは、年末年始の 2 か月間に 1 万を超える署名が寄せられたことにも表れております。新型コロナによる外出自粛などがなかったならば、さらに多くの署名が寄せられたであろうと思います。

さらに指摘しなければならないことは、戦後 72 年間も続いた自校式をセンター式に変えるという、重大案件を決定するに当たっての民主的な手続にも大きな疑問が残っていることでもあります。それは、第 1 に在り方検討委員会設置の手続についての疑問、第 2 に保護者など関係者に対する説明の在り方についての疑問、第 3 に在り方検討委員会や議会や保護者説明に添付された資料についての疑問などです。

以上のように、小学校の給食室をなくしセンター化する市の方針には、民主主義のあるべき原則に照らすならば、その正当性が問われていると指摘せざるを得ません。保護者だけでなく子や孫にも胸を張って説明できる給食施設にしていきたいということを強調して、今回の請願に対する反対討論を終わります。

議員各位の御賛同をどうぞよろしくお願いします。(拍手)(発言する者あり)

○議長(松川章三君) 賛成……(発言する者あり)

- 18番（平野文活君） 議員各位の賛同をお願いして、賛成討論を終わります。
- 議長（松川章三君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案及び請願について順次採決を行います。

上程中の議第75号別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（松川章三君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第66号令和2年度別府市一般会計補正予算（第4号）から議第74号別府市手話言語条例の制定についてまで、及び議第76号別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正についてから、議第82号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議についてまで、以上16件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上16件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上16件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第83号市長専決処分についてから、議第87号市長専決処分についてまで、以上5件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上5件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上5件については、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、請願第2号小学校給食自校式継続を求める請願に対する委員長の報告は、採択しないものとの報告であります。

なお、本件の採決は、原案についてお諮りいたします。本件については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（松川章三君） 起立少数であります。よって、本件は採択しないことに決定いたしました。

次に、日程第2により、議第88号令和2年度別府市一般会計補正予算（第5号）を上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

- 市長（長野恭紘君） ただいま上程されました議第88号令和2年度別府市一般会計補正予算（第5号）の概要について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策関係経費が盛り込まれた国の一般会計補正予算（第2号）が成立したことに伴い、本市における感染症対策を実施するための補正予算を編成いたしました。

今回の補正予算であります。一般会計の補正額は、3億7,470万円の増額で、補正後の予算額は698億2,870万円となります。

その主なものといたしましては、民生費では、休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方に対して支給する「住居確保給付金」について、支給要件の緩和により申



請者が増加したことに伴い、追加額を計上しています。

また、低所得の独り親世帯に対し、感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、「臨時特別給付金」を支給する経費を計上しています。

保育所、認定こども園、放課後児童クラブなどの児童福祉施設等においては、安心して継続的なサービス提供が図られるよう、マスクや消毒液等の感染防止用品を確保するための経費を計上しています。

教育費では、学校における感染リスクを可能な限り低減し、学校運営を継続するために必要な経費を計上しています。

各小中学校が置かれている状況を踏まえ、人的・物的な側面から感染症対策を講じることとしており、人的な対策としては、臨時休校の長期化による学習の遅れが心配されている中、学習内容の定着が不十分な児童生徒に対し、個別にきめ細かに対応するための「学習指導員」を配置するとともに、教員が子どもたちの学習指導に注力できるよう、感染症対策等により負担が増している教員の業務を支援する「スクール・サポート・スタッフ」を配置することとしています。物的な対策としては、マスクや消毒液等の感染防止用品を確保するとともに、夏季における給食調理員の熱中症対策に必要な物品を配備することとしています。

感染症の長期化を見据え、次なる波に備えるとともに、市民の皆様が安心して日常生活や事業活動を本格的に再開することができるよう、しっかりと対策に取り組んでまいります。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重審議の上よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

本件の採決は、起立により行います。上程中の議第 88 号令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川章三君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 により、議第 89 号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 89 号は、本市監査委員に、恵良寧氏を選任いたしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 89 号別府市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、議第 89 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

○議長（松川章三君） 次に、日程第 4 により、議第 90 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 90 号は、本市教育委員会委員に、福島知克氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 90 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、議第 90 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 5 により、議第 91 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて及び議第 92 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 91 号及び議第 92 号は、本市固定資産評価審査委員会委員に、甲斐文明氏及び加藤隆久氏を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。



これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 91 号及び議第 92 号の別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上 2 件については、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上 2 件については、原案に対し同意を与えることに決しました。

次に、日程第 6 により、議第 93 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、議第 95 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

- 市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 93 号、議第 94 号及び議第 95 号は、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員に、古田茂義氏、田中朋子氏及び徳部正憲氏を選任いたしたいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

- 議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 93 号から議第 95 号までの別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上 3 件については、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上 3 件については、原案に対し同意を与えることに決しました。

次に、日程第 7 により、議第 96 号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第 102 号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上 7 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第96号から議第102号までの7議案は、本市農業委員会の委員に、久保賢一氏、佐藤進蔵氏、齋藤孝一氏、星野賢一氏、藤内宣幸氏、後藤利夫氏及び小畑義宏氏を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(松川章三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第96号から議第102号までの別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについての以上7件については、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上7件については、原案に対し同意を与えることに決しました。

次に、日程第8により、報告第2号令和元年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第7号市長専決処分についての、以上6件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・阿南寿和君登壇)

○副市長(阿南寿和君) 御報告いたします。

報告第2号は、令和元年度別府市一般会計補正予算(第5号)及び(第6号)において繰越明許費として議決をいただきました学生大同窓会事業外25事業について繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第3号は、令和元年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出です。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、施設拡張改良事業等について予算を令和2年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものです。

報告第4号、報告第5号及び報告第6号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本市が出資しています法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。

報告第4号は、一般財団法人別府市総合振興センターの令和元年度事業収支報告書及び令和2年度事業収支計画書の提出です。

令和元年度は、独自事業や指定管理者事業等計8事業を実施いたしました。事業全体では前年度比約7%の減収となりましたが、一般管理費用等の縮減により当期純利益は前年度比約14%増となりました。令和2年度は、独自事業、指定管理者事業等で計8事業を実施する計画となっております。

報告第5号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの令和元年度事業報告書及び令和2年度事業計画書の提出です。

令和元年度は、生活安定に係る事業、自己啓発及び余暇活動に係る事業等を実施しまし

た。また、3月末日の会員数は3,756名となり、前年度より70名の増加となりました。令和2年度は、勤労者、居住者に総合的な福祉事業を行い、勤労者等の福祉の向上、企業の振興、地域社会の活性化に寄与すべく運営を行うとの運営方針により、生活安定に係る事業等を行う計画となっています。

報告第6号は、一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームB－b i z L I N Kの令和元年度事業報告書及び令和2年度事業計画書の提出です。

令和元年度は、地域ビジネス支援や国内外の観光客誘客宣伝事業等を中心に30事業を実施しております。令和2年度は、ツーリズム推進のためのワーケーション推進事業や国内外の観光客の誘客宣伝事業等を中心に29事業を実施する計画となっています。

報告第7号は、消火活動における事故外2件の和解及び損害賠償の額の決定並びに市営住宅の未納家賃に係る訴え提起前の和解1件について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上6件について御報告を申し上げます。

○議長（松川章三君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○23番（泉 武弘君） 質疑に入る前に、資料の配付を許可いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（松川章三君） はい、どうぞ。

○23番（泉 武弘君） 事務局。来ないか。来ないと配れぬだろう。

○議長（松川章三君） 資料を取りに行つて。

○23番（泉 武弘君） これは市長、副市長、議長。（資料配付）

今お渡しした女性の裸の写真は、後ほど議論の中へ入っていきますから、前もって資料としてお渡ししました。

さて、産業連携機構B－b i z L I N Kは29年に設立されています。このB－b i z L I N Kという会社は、別府市の販路開拓、人材支援、さらには起業・創業の支援、こういうものを定款の中にうたっています。

それで、この29年にスタートしたB－b i z L I N K、「産業連携機構」と言ったほうが聞いている方がお分かりいただけるかと思しますので、この場では「産業連携機構」という表現を使わせていただきますので、了解してください。

産業連携機構には、13名の社員がいます。これは理事長を含んで13名です。この中で別府市から派遣している社員が7名です。それで理事長を含めると、13名中8名が別府市関係の職員ということになるのですね。このことは、後ほど間違っていれば訂正をお願いしたいのですが、その中で何を問題として今回議論をするのか。

それは、この産業連携機構に別府市は年間多額の委託料・負担金を出しています。令和元年度の決算を見ますと、このB－b i z L I N Kという会社に負担金として2億1,984万8,760円、委託料として1億2,898万6,486円という委託料・負担金を出していますが、簡潔に御答弁を願いたいのですが、この産業連携機構に委託する理由は何でしょうか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

理事長という立場も持っております私のほうからまずお答えさせていただきますが、B－b i z L I N Kというのは、今、議員御指摘があったように官の職員、市の職員、それから民間の職員、それから加えて委託事業という形で民間の方にも入っていただいております。今約20名の形で官民のそれぞれのメリットを生かしながらいろんな事業を展開しているということでございまして、今のところ市からの委託事業、そしてまたそういつ

たものを中心にやらせていただいているということでございますが、もちろん最近は何のほう、そして県のほうからも大きな注目をいただいております、そういった事業を加えて実施をさせていただいているところでございます。

これは市が直接やるということになれば、それぞれの、官と民とそれぞれの立場の職員がそれぞれ融合して高め合ってしっかりとした目標を持ちながら、平口に、創設からは3年近くになります。本格的にはもう2年というような月日が流れておりますので……（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松川章三君） 簡潔に。

○副市長（阿南寿和君） そういった点で市で直接やるよりはしっかりと大きな成果を上げてきたということは、昨年のワールドカップ等でも御承知のとおりでございます。そういった意味から委託事業という形でB－b i z L I N Kで実施をさせていただいているということでございます。

○23番（泉 武弘君） 副市長ね、私が質問2分、あなたが答弁5分。私が聞いたのは、なぜ委託したのですかと聞いた。委託の方式は、随意委託とそれから競争委託があるのですよ。別府市は、この1億数千万の委託料を、競争させないで産業連携機構だけを相手として委託しているのでしょうか。なぜ競争委託をさせないのですか。理由を明確にしてください。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

先ほどの点と重なる部分がございますが、市が直接やるよりは、多くのノウハウを持って、そしてまたネットワークもB－b i z L I N Kというのは十分に民間との関係というのは持っているわけございまして、先ほど申し上げたように約20名の職員のうち、私はもう専任という立場ではございませんので、残った市から出向の職員が7名、そして13名ほどは民間のほうの職員というようなことでございますが、そういった……

○議長（松川章三君） 阿南副市長、注意をしておきます。

○副市長（阿南寿和君） 効率的にスピード感を持って効果的に成果を上げられる……

○議長（松川章三君） 簡潔に。

○副市長（阿南寿和君） といったことで委託をしているということでございます。

○23番（泉 武弘君） あのね、副市長、こういうことでしょうか。委託をする場合には受託する側、いわゆる今回の場合はB－b i z L I N Kですね、産業連携機構がほかよりも専門的知見を持っている、専門的知識を持っている、そして専門的な技術を持っている。こういうことが委託の条件になるのではないのですか。あなたも先ほどそういう答弁らしきものをしましたけれども、では、このB－b i z L I N Kというのは、ほかのどのような組織と比べて優秀ということが言えるのですか。

例えば商工会議所があります、ホテル旅館組合連合会があります、観光協会があります、さらには、民間にはあまたのこういう企画をする会社もあります。こういう会社と比較して産業連携機構が優秀だとどこで言えるのですか。

○市長（長野恭紘君） 私から、お答えをさせていただきます。

市の立場から言うと、別府市内にはいまだかつてこういう存在、一般社団法人としてというよりも、こういうクリエイティブ、いわゆる創造的な団体というのはほぼ存在してなかった。アートの世界で言えばB E P P U P R O J E C Tのような存在があるのかもしれませんが、産業連携・協働プラットフォームと、いわゆる観光分野と産業分野を結びつけて、今、議員から商工会議所や旅館ホテル組合の名前が出ましたが、それぞれは、それぞれが自分の分野のみを追求していくというような団体であろうかと思えます。

B－b i z L I N Kにおいては、今までそういう存在がなかったもので、そういう存在をつくっていかうと。外注するよりも、やはり別府市内にお金を落とすほうがいいわけ



でありますので、そういう団体をつくっていきこう。そういう意味で民間といわゆる市役所の融合、ハイブリッドのような存在でありたい。行く行くは、何度も言うておりますけれども、民間100%にしていききたいというふうに思っておりますけれども、なかなかこれは御理解いただけない部分もありますけれども、「別府エール飯」もこれはB－b i z L I N Kがやってきたことでありますし、こういったことをこれからも創造的にやっていく存在として育てていかなければいけませんし、別府市でお金を落としていく存在、また地域をつないでいくという役割をこれからもしていただきたいというふうに別府市からはお願いをしたいところでございます。

○23番（泉 武弘君）では、お聞きしますね。別府市から産業連携機構に業務委託をしましたね。産業連携機構から、さらに再委託をしているでしょう。今、市長が答弁された、副市長が答弁された。それは、B－b i z L I N Kがすばらしいのですよ、産業連携機構はすごいのですよ、クリエイティブな面があるのですよ、そういうものはなかったのですよ、それだけすばらしいところが、どうして再委託をするのですか。年間の再委託件数、金額、説明してください。

○産業政策課長（奥 茂夫君）お答えいたします。

市からB－b i z L I N Kに委託した事業は、全部で15事業ございます。外注費、議員が言われる再委託ですけれども、その分は8事業ございます。B－b i z L I N Kの受託額約1億2,000万円ですね。そのうちで市からの委託による支出は、約9,300万円となっております。また、外注費は約6,600万円でございます。

○23番（泉 武弘君）9,300万円の委託料をB－b i z L I N Kに払いました、産業連携機構に払いましたよ。産業連携機構はその仕事をさらに再委託したのです。再委託は9,334万円のうちに6,614万円です。何と71%が再委託です。そして、この再委託によって産業連携機構が得た利益は2,719万円というふうになっています。これだけ、20名もいて優秀だというのに再委託をしなければいけない。

先ほど副市長はこう言いましたね。観光客の増加はラグビーで分かるではないか、こう言われました。そこで、私は本当に悪い性格なのですね、人の言葉を余り信用しないところがあるのです。

そこで、26年からの観光客の推移を見てみました。国内観光客の消費額を見ますと、26年974億6,821万円ですが、これが平成30年度になりますと、観光消費額が前年対比でかなりの落ち込みになっています。宿泊客も落ち込んでいます。日帰り客も国内客は落ち込んでいます。国内観光客1人当たりの消費額が、26年2万7,163円が、30年では2万3,250円と約4,000円落ち込んでいます。観光消費額が伸び悩むというのは、今、副市長が答弁されたことと相矛盾する実態があるのではないのでしょうか。副市長、どうですか。

○市長（長野恭紘君）私からもちょっとお答えをさせていただきますが、観光消費額が落ちているというのは、これは本当に議員御指摘のように、別府市また日本の課題なのですね。日本全体で観光消費額というのが落ち込んでいると。しかしながら、これは数を増やすよりも質を高めていきこう。「質」と言ったら失礼ですけれども、消費額を高めていきこうというのは、これ、別府市もこれを伸ばしていきこうと思っております。観光客数は確実に増えてきています。しかしながら、消費額が減っていると。これが課題だということが、ひとつB－b i z L I N Kのこれからのすべきことだというふうに思っておりますが、なかなか今いろいろな問題があって、コロナの影響もありますし、ちょっとまだ現状では上がってきていないということでございますけれども、これはしっかりB－b i z L I N Kに確実に消費額を上げていくためのいわゆる着地型、現地に来て特別な観光をします。サイトシーイング、観光ではなくてツーリズムとして、観光産業全体として消

費額を上げていくということで、これは必ず達成をしていただきたいとお願いしているところでございます。

- 23 番（泉 武弘君） そういう事業の中で、本当に気になることがあります。それは今、市長、副市長に、議長にもお渡ししました。「おんせんおみや」、温泉のお土産ということの中に女性の裸の写真が出ています。それで、この見出しは「お持ち帰りしませんか。」。女性の裸の上に実は「お持ち帰りしませんか。」と出ている。私はこのことを全く実は、市長、知らなかったのですよ、こういうのが出ている。ある御婦人の方が議会事務局を訪ねてきて、「あなたはこういうのをどう思っているのですか」と言って、この裸の写真を見せられて初めて知った。それで、その方は新聞社の読者の声に投稿しています。「これは女性蔑視ではないか。こんな恥ずかしいことを別府市はやるのか」ということで投稿していました。私もこの写真を見て、女性の裸の写真に「お持ち帰りしませんか。」、この標語が女性蔑視に値するのではないかとということが大変危惧しているのですが、この企画をした阿南副市長はどういうふうな見解を持っていますか。

- 副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

その投稿の内容についても、私も承知しております。直接 B - b i z L I N K のほうにもお見えになったというお話も聞いておまして、この件については、やはりインパクトのあるアピールするものが必要だろうということでこういった計画に及んだということでございます。法人の判断としてこういう形で進めてきたということでございまして、しかしながら、いろいろな受け止め方があるということは念頭に今後置いて、今後の事業も進めていく必要があると思っておりますし、企画についても考えていく必要があるというふうに考えております。

ただ、この「おんせんおみや」というキャンペーン、全国 27 府県で 100 か所にこれを配達いたしまして、広告換算で、地元のメディアにも取り上げられまして、3,000 万円というような事業効果があったということで、現在でも企業の景品としてこういうものを利用したいというようなお声をいただいております。

それから、先ほどの件で少し私のほうから。委託と、再委託という件について……（議長、時間がないから……）と呼ぶ者あり）いや、先ほどの件について少しお話をしていきます。先ほどの件については……

- 議長（松川章三君） 阿南副市長。

- 副市長（阿南寿和君） 経費を B - b i z L I N K でした確保しているわけではなく……

- 議長（松川章三君） 答弁は、簡潔にしてください。

- 副市長（阿南寿和君） あくまでも外注費という形で進めたということでございます。ワールドカップのファンゾーンにおいても、24 時間体制で B - b i z L I N K の職員が実際に総合調整に現地で当たっているといたことでございますので、そういった形で御理解いただきたいと思っております。

- 23 番（泉 武弘君） あのね、インパクトのある企画でやった。これについていろいろな御意見がある。ふざけるんじゃないよ。こんな女性の裸の写真、「お持ち帰りしませんか。」、標語で外部に出してしまっている。これについていろいろな意見があるのではなくて、女性の尊厳というそのもの問題でしょうが。何を言っているの。うそだと思えば女性に聞いてみなさい、この写真を見て。別府市では女性のお風呂の写真を「お持ち帰りしませんか。」ということを出している。いろいろな意見があるでは済まない問題ですよ。

市長は今首をかしげたけれども、いずれ女性の団体から抗議があるはず。それは女性にしてみますと、この「お持ち帰りしませんか。」という言葉は、これは一時期飲み屋に行くという時期があったようです、定かではありません。それを連想させるというので



す。やはりこれは、私はこのアップは取り消したほうがいい、そしてやっぱり女性の尊厳というものについて十分配慮したほうがいい、そういうことを指摘しておきます。

さて、コロナで本当に経済は疲弊しています。こういう中で官民一体になって再興をやらなければいけない時期に、観光協会の総会が近々開かれるようですが、これに行政がよもや介入することはないだろうなという危惧の念を持っています。本件とは全く関係ありませんが、これは行政が人事に介入してはいけないなと私は思っています。そんなことはまたしないと思っていますが、今一番大事なことは、官民挙げてコロナ後の観光振興をどうするか。行政が介入することで混乱することのないように、くぎだけ刺しておきます。

○議長（松川章三君） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第9により、議員提出議案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書を上程議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（9番・三重忠昭君登壇）

○9番（三重忠昭君） 議員提出議案第4号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は、子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じきめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されています。しかし、その一方で不登校、いじめなど子どもを取り巻く問題の深刻化、障がいのある子どもや、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも多様化してきています。また、授業時数や指導内容も増加している中で、これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには、計画的な教職員の定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育条件格差があってはなりません。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。そのことも踏まえて、教育予算拡充のために、以下のことを求めます。

#### 記

- 1 子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と制度の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月29日

大分県別府市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、日程第10により、議員派遣の件を上程議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和2年第2回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和2年第2回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時26分 閉会